

春日井市郷土芸能に対する補助に関する要綱

(趣旨)

第1条 市は、郷土芸能の保存継承を円滑にすすめ、地域文化の振興を図るため、予算の範囲内で市内において郷土芸能を保存継承している団体（以下「保存継承団体」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、保存継承団体であって次に掲げる要件に該当し、教育委員会に登録したものでなければならない。

(1) 郷土芸能を保存継承するため、10人以上の者で組織する団体であること。

ただし、10人に満たない者で組織する団体であっても、保存継承の活動がなされていると教育委員会が認める場合には、この限りではない。

(2) 団体運営等に関する規約等を有する団体であること。

(3) 郷土芸能について現に練習が実施されており、かつ、今後とも継承される団体であること。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 郷土芸能の保存伝承のための事業

(2) 郷土芸能の保存に必要な用具等の修理購入事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助金の額、補助限度額は、別表のとおり

とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(登録)

第5条 第2条の規定による登録の申請しようとする団体は、春日井市郷土芸能登録申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、登録の可否を決定し、前項の申請団体に春日井市郷土芸能登録証(第2号様式)を交付し、春日井市郷土芸能登録台帳(第3号様式)に登録するものとする。

- 3 前項の規定により登録証の交付を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 教育委員会は、登録団体が規則第11条に該当するときは、登録を取り消すことができる。

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の6月30日とする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を行い、規則第10条の規定による補助金の額を確定した後、補助事業を行う者の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助金等の交付決定のあった年度の3月31日までにしなければならない。

- (1) 補助事業に係る収支決算書
- (2) 補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他参考となる事項を示す書類

(検査等)

第11条 市長は、補助事業を行う者に対し補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(登録団体の協力義務)

第12条 登録団体は、芸能発表会その他教育委員会の要請があったときは、協力しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 春日井市郷土芸能に対する補助に関する要綱（昭和52年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助金の額	補助限度額
第3条第1号に規定する事業	報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び保険料）、委託料並びに使用料及び賃借料	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	30,000円
第3条第2号に規定する事業	需用費（修繕料）及び備品購入費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	500,000円

第1号様式（第5条関係）

春日井市郷土芸能登録申請書

年 月 日

春日井市教育委員会 様

団 体 名

代表者住所

氏名

春日井市郷土芸能に対する補助に関する要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請いたします。

- 1 郷土芸能の種別、名称、沿革
- 2 演目及び時間
- 3 衣装と使用用具
- 4 練習の時期及び場所
- 5 奉納神社と祭礼の月日
- 6 その他発表の月日、場所等
- 7 規約及び会員名簿

第2号様式（第5条関係）

第 号

春日井市郷土芸能登録証

（団体名）

代表者住所

氏 名 会 長

上記の団体は、春日井市郷土芸能に対する補助に関する要綱の規定により春日井市郷土芸能登録台帳に登録したことを証します。

年 月 日

春日井市教育委員会 印

第3号様式（第5条関係）

No.

春日井市郷土芸能登載台帳

団 体 名				
代 表 者	住 所			
	氏 名		電 話	
郷土芸能の 種別・名称 及び沿革				
演 目 及 び 演 目 時 間				
衣 装 と 使 用 用 具				
練 習 の 時 期 及 び 場 所				
奉 納 神 社 と 祭 礼 の 月 日				
そ の 他 発 表 の 月 日 ・ 場 所 等				
規 約 及 び 会 員 名 簿				